

河川ごみ回収・処理事業実施結果

1 調査目的

- 海岸漂着物は、陸域にあるごみや流木が、河川を通じて海岸に漂着するものや、海岸利用者により散乱したごみと考えられる。
- そこで、陸域ごみの海への流出状況を把握するため、漂流経路である河川におけるごみの種類別（生活系、自然系等）の回収量を分析し、発生状況を把握する調査を平成 25-26 年度に実施した。
- この調査結果を基礎資料とし、海岸漂着物の発生抑制を県民に呼びかけるための普及啓発を実施する。

2 調査内容・結果

(1) 調査年度

平成 25～26 年度

(2) 調査対象河川

図 1 のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26 河川で調査を実施した。調査対象区間は、ごみの堆積が多く確認できた区間とした。

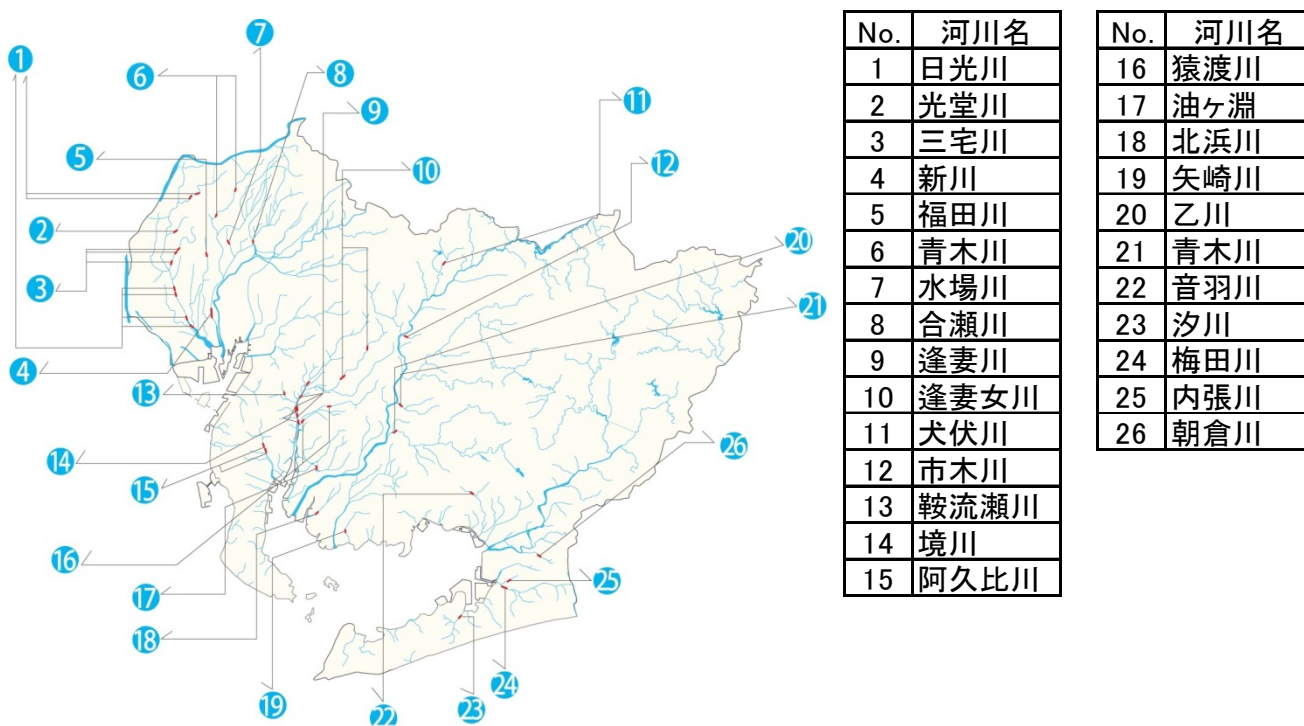


図 1 調査対象河川位置図

(3) 調査方法

調査区間のごみを収集し、表1のとおり、ごみの種類毎に分類して集計を行った。

表1

大分類	小分類	大分類	小分類
生活系	ペットボトル	事業系	プラスチック系 (発砲スチロール)
	食品包装・容器		金属類 (缶類等)
	ごみ袋一式		農業系
	ビン		その他
	空き缶		自然系
	その他生活雑貨		

(4) 調査結果

河川延長 44.3km で調査を実施した結果、回収したごみの総量は 52.7t であった (1.2kg/m)。

回収したごみを表1のとおり分類した結果を図2に示す。日常生活に伴って排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約 72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の 39% (生活系の約 54%) を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人目のつきにくい場所などで、大型の生活雑貨 (家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど) が不法投棄されており、これらは、全体の約 25%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の 12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図3に示す。

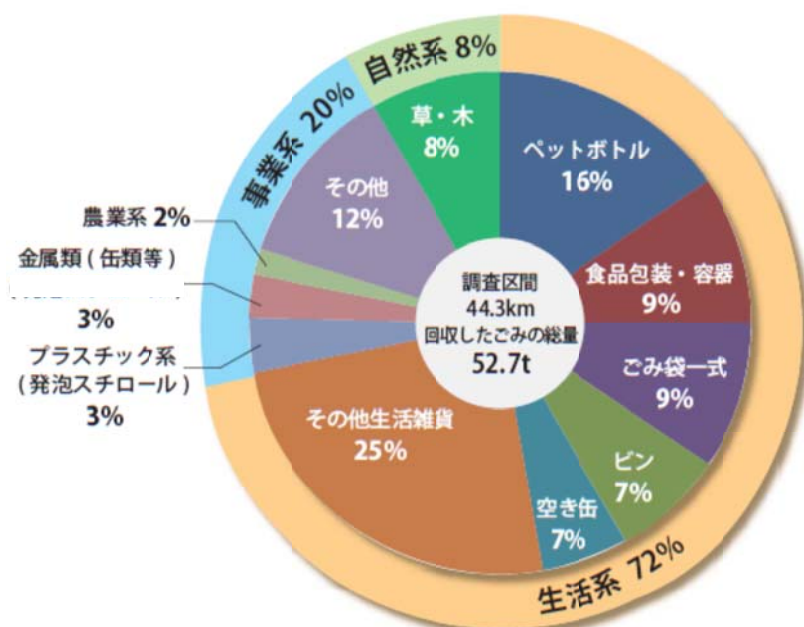


図2 ごみの内訳

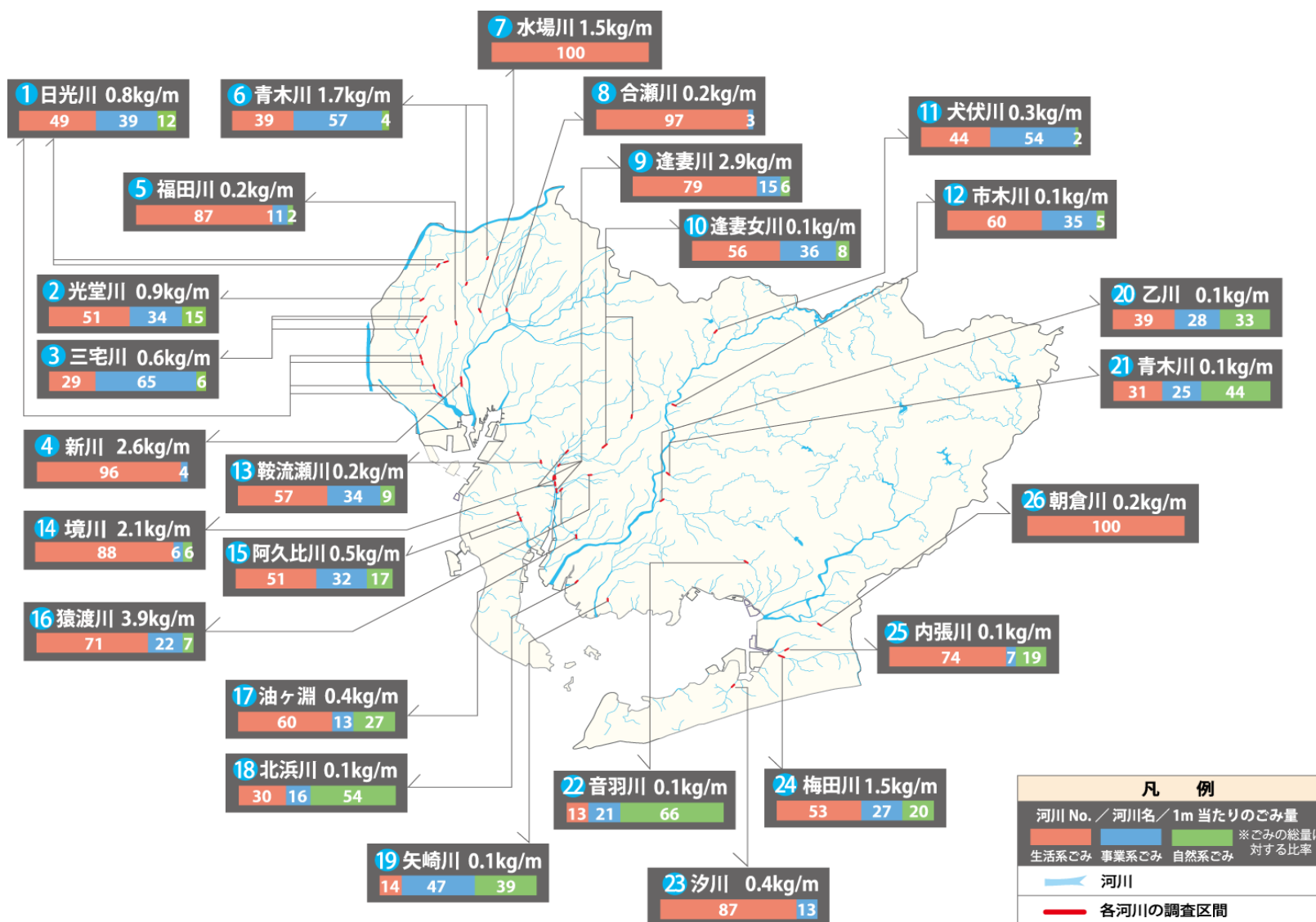


図3 各河川のごみ量・割合

3 発生抑制に係る普及啓発

河川のごみは増水により海へ流出し、海岸へ漂着する。このため、河川ごみの約7割を占めた生活系ごみのポイ捨て防止等を推進することにより海岸漂着物の発生抑制を図るため、ガードレール、横断橋等に掲示する横断幕を資料1-2（別添1）のとおり、また、一般県民向けのリーフレットを資料1-2（別添2）のとおり作成した。

これらの啓発資材により、海岸漂着物及び河川ごみの発生抑制を図る。